

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

360  
10/9/15

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 核及び他の大量破壊兵器のない中東へ 避けて通ることのできない挑戦が始まった 鍵となるイスラエルとイラン

5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議における成果の一つは、中東決議の完全履行に向けた具体的な第一歩への合意であった。95年の決議採択以降初めての前進である。NPT未加盟の「事実上の核保有国」イスラエルや核開発問題に揺れるイランを抱えるこの地域にとって、今後の道のりは決して平坦ではない。しかし、「核兵器のない世界」に向かうためには避けることの出来ない世界規模の課題である。鍵となる国におけるWMDの現状を整理し、基本問題を考える。

### 中東決議とイスラエル

まず中東決議について簡単に振り返っておこう(2ページに全訳)。95年にNPT無期限延長が合意された時、核軍縮促進のための条件文書が採択された。それが3つの決定と中東決議である。決議の内容は、中東における核兵器及びその他の大量破壊兵器(WMD、運搬手段を含む)が存在しない地帯の設立、地域におけるNPT未加盟国(実際にはイスラエルのみ)の加盟などを求めたものであった。

中東非核兵器地帯の設立要求は、74年にエジプトがイランとともに決議案として国連総会に提出していた。以後、同様の決議案が毎年採択されている。90年4月にはエジプトのムバラク大統領が中東非核・非WMD地帯構想を打ち出した。翌年4月の湾岸戦争の停戦決議(安保理決議687)は、イラクによるWMD及びその運搬手段である弾道ミサイル(射程150km以上)の保有禁止、廃棄義務を定めたが、その義務が中東非WMDの創設に向けた措置であることが明記されている。09年9月にIAEA総会が採択したイスラエル核問題に関する総会決議(GC(53)/RES/17)は、NPT加盟と包括的IAEA保障措置の受諾が中東非核兵器地帯の前提条件であるとの認識を示した。

イスラエルの反応は複雑である。エジプト提出国連決議に賛成しているように、同国は中東非WMD地帯構想に対する一般的な支持を繰り返し表明してきた。しかし、イスラエルはあくまで中東各国が同国の正統性を認め、中東和平が達成されることが先であるとし、イスラエルの非核兵器国としてのNPT加盟が中東非WMD地帯化の第一歩と考えるエジプトやイランらとの間には大きな隔りがある。

2010NPT合意文書の行動勧告を受け、5月29日、イスラエ

ルのネタニヤフ首相は「(勧告書には)重大な欠点があり、偽善的」と厳しい反応を示した<sup>1</sup>。首相は、イスラエルを名指しした合意が中東の現実的脅威を無視しているとし、「テロリスト政権」イランやリビア、シリアが真の問題であると述べた。その上で、NPT枠外にある同国はこの決定に縛られないと述べている。

### 中東主要国の現状

以下、中東非核・非WMD地帯実現への鍵を握るであろう、イスラエル、イラン、シリアの現状を整理する。その前に、中東各国のNPT、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約への参加状況を表にしておこう(表1)。

3か国の他に、かつて中東地域でWMD計画を有していた国としてイラクとリビアが挙げられる。91年の湾岸戦争以前、フセイン政権下のイラクはWMD計画を積極的に推進していた。よく知られているように、米英による03年3月のイラク攻撃は同国のWMD保有を口実とした。他方リビアにお

### 今号の内容

#### 中東非WMD地帯の背景と視座

<資料>95年「中東決議」(全訳)

#### 核実験に反対する国連「国際デー」

<データ>CTBT批准、署名状況

#### 沖縄海兵隊めぐると本質議論を

<資料>最終環境影響評価書(部分訳)

[連載]いま語る—35

海老根靖典さん(藤沢市長)

いては、03年12月19日、カダフィ大佐が同国すべてのWMD計画の放棄を宣言した。また、搭載量500kg、射程300km以上の弾道ミサイルの廃棄にも合意した。

イスラエル

＜核兵器＞

イスラエル政府は、核兵器の保有について肯定も否定もしない核の「あいまい政策」を継続している。しかし同国がアラブ近隣諸国に対する抑止力として50年代半ばに核兵器計画を追求しはじめ、67年には開発に成功したことは広く認識されている。79年9月22日には核実験が行われたとの説もある。最近、南アフリカがイスラエルに弾頭の購入を求めイスラエルが3種類のオファーをしたという1975年の公文書が暴露された。イスラエル核保有の初めての証拠と分析されている<sup>2</sup>。諸情報を総合してイスラエルの推定核弾頭数は80発、爆撃機やミサイルなど数々の運搬手段を有すると一般に考えられている<sup>3</sup>。また、同国には115～190発の弾頭を生産可能な核分裂性物質が存在すると見られる<sup>4</sup>。

＜生物兵器＞

核兵器と同様、生物・化学兵器に関しても公開資料は存在しない<sup>5</sup>。生物兵器禁止条約(BWC)の締約国でないことが同国の生物兵器による攻撃能力の疑惑を強めている。イスラエルの生化学研究の中枢を担っている国立生物研究所(IIBR)では、先進的な民生用バイオテクノロジー及び薬学研究を行っており、これらは兵器製造にも応用可能な技術である<sup>6</sup>。

＜化学兵器＞

イスラエルは48年に化学兵器計画を開始し、開発、実験、生産、おそらく配備も行ったと見られているが、その現状は明らかではない<sup>7</sup>。化学兵器禁止条約(CWC)に署名しているが批准していない。

＜ミサイル＞

イスラエルのミサイル計画は60年に始まった。弾道ミサイル、巡航ミサイル、無人航空機、ミサイル防衛システム計画を有している<sup>8</sup>。諸説あるが、70年代初頭に中距離弾道ミサイル「ジェリコ1」(射程1200km)を、80年代半ばに「ジェ

リコ2」(1800km)を配備した<sup>9</sup>。同国は、多弾頭個別誘導再突入体(MIRV)方式の3段式ミサイルと伝えられる「ジェリコ3」(射程4800～6500km)<sup>10</sup>の発射実験を08年1月17日に実施、成功と発表した。また、イスラエルがドイ

【表1】  
中東諸国のWMD条約  
署名及び批准・加入状況

出典:国連軍縮部ホームページ

| 国名       | 核不拡散条約(NPT) |          | 生物兵器禁止条約(BWC) |          | 化学兵器禁止条約(CWC) |          |
|----------|-------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|
|          | 署名          | 批准・加入    | 署名            | 批准・加入    | 署名            | 批准・加入    |
| アフガニスタン  | 68.7.1      | 70.2.4   | 72.4.10       | 75.3.6   | 93.1.14       | 03.9.24  |
| アラブ首長国連邦 |             | 95.9.26  | 72.9.28       | 08.6.19  | 93.2.2        | 00.11.28 |
| イエメン     | 68.11.14    | 79.6.1   | 72.4.26       | 79.6.1   | 93.2.8        | 00.10.2  |
| イスラエル    | 未署名         | 未批准      | 未署名           | 未批准      | 93.1.13       | 未批准      |
| イラク      | 68.7.1      | 69.10.29 | 72.5.11       | 91.6.19  |               | 09.1.13  |
| イラン      | 68.7.1      | 70.2.2   | 72.4.10       | 73.8.22  | 93.1.13       | 97.11.3  |
| エジプト     | 68.7.1      | 81.2.26  | 72.4.10       | 未批准      | 未署名           | 未批准      |
| オマーン     |             | 97.1.23  |               | 92.3.31  | 93.2.2        | 95.2.8   |
| カタール     |             | 89.4.3   | 72.11.14      | 75.4.17  | 93.2.1        | 97.9.3   |
| クウェート    | 68.8.15     | 89.11.17 | 72.4.14       | 72.7.18  | 93.1.27       | 97.5.29  |
| サウジアラビア  |             | 88.10.3  | 72.4.12       | 72.5.24  | 93.1.20       | 96.8.9   |
| シリア      | 68.7.1      | 68.9.24  | 72.4.14       | 未批准      | 未署名           | 未批准      |
| トルコ      | 69.1.28     | 80.4.17  | 72.4.10       | 74.10.25 | 93.1.14       | 97.5.12  |
| バーレーン    |             | 88.11.3  |               | 88.10.28 | 93.2.24       | 97.4.28  |
| ヨルダン     | 68.7.10     | 70.2.11  | 72.4.10       | 75.5.30  |               | 97.10.29 |
| リビア      | 68.7.18     | 75.5.26  |               | 82.1.19  |               | 04.1.6   |
| レバノン     | 68.7.1      | 70.7.15  | 72.4.10       | 75.3.26  |               | 08.11.20 |

【資料1】中東に関する決議  
NPT/CONF. 1995/32 (Part I) 付属文書

1995年5月採択

核不拡散条約(NPT)の加盟国会議は、

NPTの目的及び諸条項を強調し、  
条約第7条にしたがい、非核兵器地帯の  
設立が国際的な不拡散体制の強化に貢献  
することを認識し、

安全保障理事会が、1992年1月31日付  
の声明において、核及び他のすべての大量  
破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対  
する脅威であると確認したことを想起し、

また中東非核兵器地帯の設立を支持す  
る全会一致採択の総会決議(最新は1994  
年12月15日付49/71)を想起し、

中東におけるIAEA保障措置の適用に関  
する、IAEA総会採択の関連決議(最新は  
1994年9月23日付GC(XXXVIII)/RES/21)  
を想起し、また、核不拡散が、とりわけ緊張  
した地域においてもたらす危険に留意し、  
安保理決議687(1991)、特にその14節

に留意し、  
安保理決議984(1995)及び1995年5月  
11日に会議が採択した「核不拡散と核軍縮  
のための原則と目標」決定の第8節に留意  
し、  
1995年5月11日に会議が採択した他の  
諸決定に留意し、

1. 中東和平プロセスの目的及び目標を支持するとともに、この点における努力が、他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。
2. 会議の主委員会Ⅲが、「条約未加盟国に対し、加盟によって核兵器あるいは核爆発装置を取得せず、すべての核活動にIAEA保障措置を受け入れるという国際的に法的拘束力のある誓約を受諾するよう求める」ことを会議に勧告したことを満足をもって留意する。
3. 中東において保障措置下に置かれていない核施設が引き続き存在していることに懸念をもって留意するとともに、これに関連し、保証措置下に置かれていない核施設

設を運転しているNPT未加盟国に対し包括的なIAEA保障措置の受諾を要求した主委員会Ⅲ報告の第6項第3節に盛り込まれた勧告を強調する。

4. NPTの普遍的加盟を早期に実現する重要性を強調し、未だそれを行っていないすべての中東諸国に対し、例外なく、可能な限り早期にNPTに加盟し、自国の核施設を包括的なIAEA保障措置の下に置くよう求める。

5. 中東におけるすべての加盟国に対し、とりわけ中東に効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべく、適切な場において実際の措置を講じるよう、また、この目的の達成を妨げるようないかなる措置をとることも控えるよう求める。

6. すべてのNPT加盟国、とりわけ核兵器国に対し、協力を拡大し、地域諸国による中東非核・非大量破壊兵器及び非運搬システム地帯の早期設立に向けた最大限の努力を行うことを求める。

(訳:ピースデポ)

ツ製ドルフィン級潜水艦3隻を改良し、核搭載の海洋発射巡航ミサイル(SLCM)を装備したとの情報もある<sup>11</sup>。

## イラン

### <核兵器>

NPT加盟国の核の平和利用の「奪い得ない権利」との主張の下、イランはウラン濃縮関連、重水関連計画等を進めてきた。これに対し国連安保理は過去4回にわたる制裁決議を採択した。9月6日付の国際原子力機関(IAEA)最新報告(GOV/2010/46)<sup>12</sup>は、イランが製造した濃縮率約20%のウランの総量を22キロとした。申告済みの核物質が軍事転用されていないことを確認しつつも、信頼醸成に向けたイランの協力姿勢が不十分であると警告している。

### <生物兵器>

イランの生物・化学兵器計画に関する情報は極めて少ない。米政府は、イランが80年代初頭から半ばにかけて生物兵器に関する計画を開始、現在まで継続していると主張している<sup>13</sup>。イランはこうした兵器の取得も製造も否定している。

### <化学兵器>

イラクによる化学兵器攻撃の経験を持つイランは、化学産業の近代化や発展を積極的に進めている<sup>14</sup>。米国は、びらん剤、血液剤、窒息剤、神経剤及びその運搬手段の備蓄の可能性を含め、イランが化学兵器計画を追求し続けていると指摘している<sup>15</sup>。

### <ミサイル>

イランは多様なミサイルの開発、生産を行っている。98年に「シャハブ3」(射程1300km)の初実験が行われ、以後、その改良型が開発されてきた。3段式「シャハブ4」は射程2000km～3000kmと見られる<sup>16</sup>。09年2月2日、イランは初の国産人工衛星「オミッド(「希望」)」を打ち上げた。

## シリア

### <核兵器>

07年9月、イスラエル空軍はシリア東部のダイール・アルゾル施設を爆撃した。シリア政府はプルトニウム生産炉との疑いを否定したが、その後のIAEA査察で微量のウランが検出された。IAEAはここを含めたシリア国内のいくつかの施設及び関連資料へのアクセスを求めているが、同国政府は拒否を続けている。9月6日付のIAEA最新報告(GOV/2010/47)は、追加議定書への参加を含め、残る問題の解決に向けてIAEAに協力するようシリアにあらためて要求した<sup>17</sup>。

### <生物兵器>

ドイツやイスラエルの情報筋は、同国が炭疽菌、ボツリヌス毒素等を保有していると主張しているが、兵器化能力に関する確たる証拠は存在しない<sup>18</sup>。BWCには署名しているが批准していない。

### <化学兵器>

中東でも最も進んだ化学兵器能力を保持していると見られている。80年代から化学兵器剤の生産を開始しているが、一方でイランなどから汎用機材、物質の調達を行っている<sup>19</sup>。CWCには未署名・未批准である。

### <ミサイル>

シリアのミサイル計画は70年代初頭に開始され、化学兵器開発と相前後して拡大されてきた。地域最大規模の弾道ミサイル保有国の一つであるが、その調達や技術支援をロシア(ソ連)、イラン、北朝鮮、中国などに依存している<sup>20</sup>。

## 「あいまい」政策の下での交渉

イランの核計画がイランの主張通り平和目的であるかどうかにかかわらず、ウラン濃縮能力が強化されている現在、イスラエルの戦略的立脚点はイランが核兵器能力を持つ状況を想定したものにならざるを得ない。NPT再検討会議において2012年に中東決議履行に関する関係国会議の開催が決まったが、その時点までにイランが核実験をするなど決定的に状況を変える行動に出ることは能力上も極めて考えにくい。だとすると、それまでにイスラエルが「あいまい」政策を変える必要に迫られる状況も考えにくい。

つまり、2012年会議は無事開催に至ったとしても、イランの「あいまいさ」とイスラエルの「あいまいさ」という二重のあいまいさの中で開催されると予想される。

中東の非核兵器・大量破壊兵器地帯の交渉は、どちらかの「あいまいさ」を糾弾する場ではなくて、むしろ皮肉にも「あいまいさ」がそれ以上のエスカレーションの引き金を引くことを阻止している際どい状況を活用して、核兵器・大量破壊兵器(計画)の検証可能な放棄が、両国にとってメリットになるような包括的な枠組みを追求する場になることが必要である。そうなるための、もはや後がないタイミングとも言える。(中村桂子、梅林宏道) M

注

- 1 www.mfa.gov.il/MFA/Government/Communiques/2010/Statement\_Government\_Israel\_NPT\_Review\_Conference\_29-May-2010.htm
- 2 「ガーディアン」10年5月23日。
- 3 「地球上の核弾頭全データ」本誌358・9号(10年9月1日号)参照。
- 4 S. フリス、H. クリステンセン、「世界の核兵器一覧1945-2010」、プレティン・オブ・ジ・アトミックサイエンティスト、2010年7月・8月号。
- 5 www.nti.org/e\_research/profiles/Israel/index.html
- 6 戦略国際問題研究所(CSIS)、「イスラエルの大量破壊兵器」(08年6月2日)。
- 7 www.nti.org/e\_research/profiles/Israel/Chemical/index.html
- 8 5と同じ。
- 9 NRDC「ニュークリア・ノートブック、イスラエルの核戦力2002」、プレティン・オブ・ジ・アトミックサイエンティスト、2002年9月・10月号。
- 10 www.missilethreat.com/missilesintheworld/id.58/missile\_detail.asp
- 11 5と同じ。
- 12 www.isis-online.org/uploads/isis-reports/documents/Iran\_report.pdf
- 13, 14 www.nti.org/e\_research/profiles/Iran/index.html
- 15 米議会調査局報告(文書番号RL32048)、10年7月23日。
- 16 www.missilethreat.com/missilesintheworld/id.108/missile\_detail.asp
- 17 www.iaea.org/NewsCenter/News/2010/bog070610.html
- 18-20 www.nti.org/e\_research/profiles/Syria/index.html

【表2】WMDの現状

|       | 核兵器                                       | 生物兵器       | 化学兵器       | ミサイル                                  |
|-------|-------------------------------------------|------------|------------|---------------------------------------|
| イスラエル | 80発の核弾頭と多様な運搬手段(航空機、中距離ミサイル、砲弾・地雷)を持つと推定。 | 生物兵器計画の疑惑。 | 化学兵器計画の疑惑。 | 核搭載可能な中距離ミサイル「ジェリコ2」(射程1800km)などを配備。  |
| イラン   | ウラン濃縮関連活動を継続。その意図に疑惑。                     | 生物兵器計画の疑惑。 | 化学兵器計画の疑惑。 | 中距離ミサイル「シャハブ3」(射程1300km～2500km)などを配備。 |
| シリア   | 未申告の核計画の疑惑。                               | 生物兵器計画の疑惑。 | 化学兵器計画の疑惑。 | 短距離ミサイル「スカッドC」(射程500～700km)などを配備。     |

# 国連・核実験に反対する国際デー

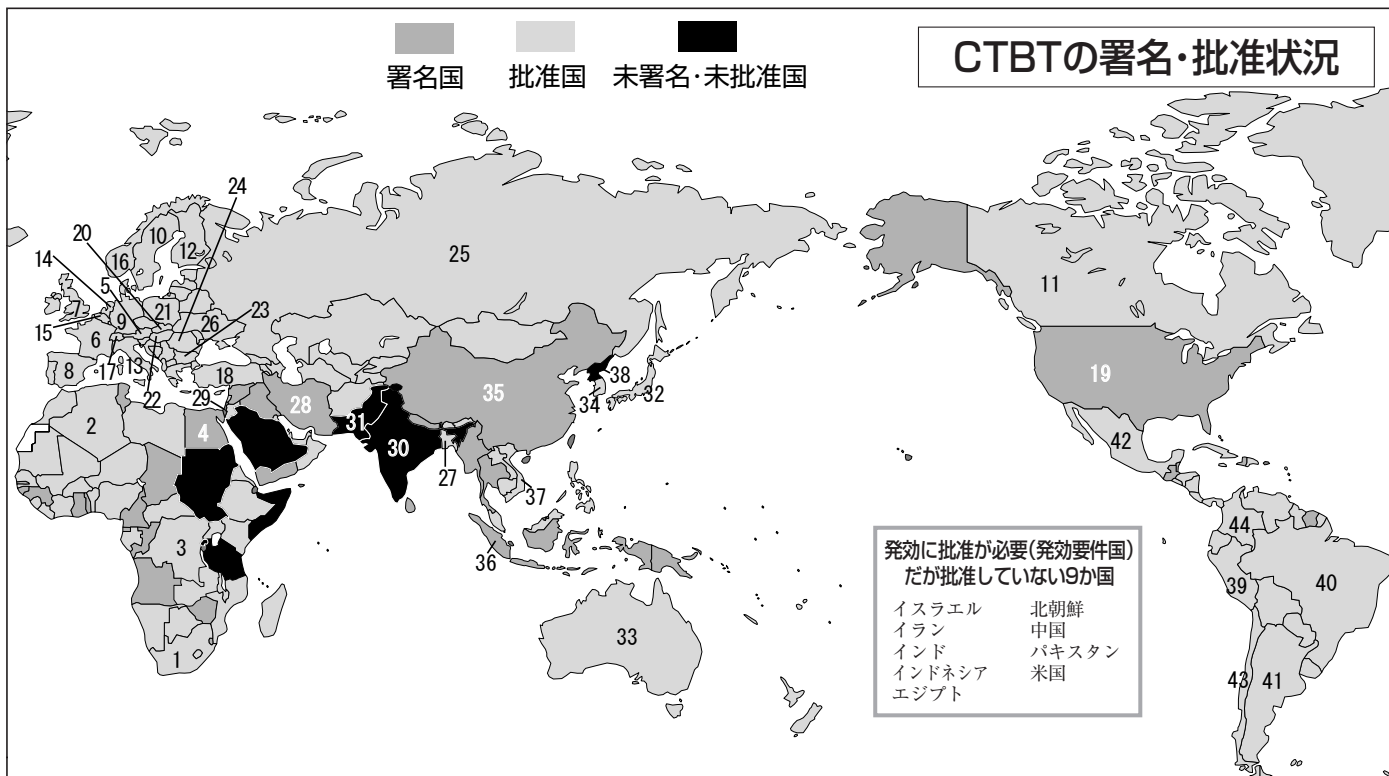
## 潘事務総長 「2012年に CTBT発効を」

今年8月29日、初の「核実験に反対する国際デー」を記念し、世界各地で関連イベントが行われた。核実験の影響を広く知らしめ、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効をめざすべく、昨年12月2日の国連総会で全会一致採択された決議64/35に基づくものである。

決議提案国はカザフスタン。8月29日はセミパラチンスクでソ連が最初の核実験を行った日であり（49年）、ナザルバエフ大統領が同実験場の閉鎖令を出した日（91年）である。その後カザフスタンは中央アジア非核兵器地帯の一員となった。

この日に寄せたメッセージにおいて、潘基文国連事務総長は、自身がセミパラチンスク訪問で目にした核実験被害に言及し、彼の地が「核兵器のない世界」の実現可能性を示す「象徴」だと述べるとともに、2012年を期限とするCTBT発効を再度呼びかけた。

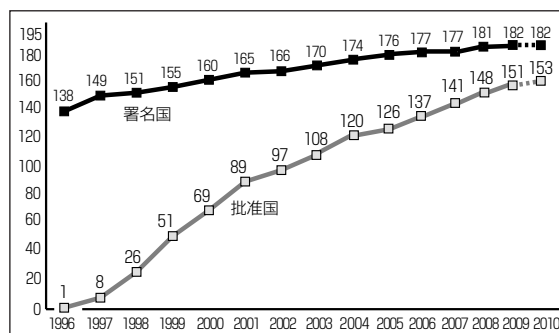
以下に図説するように、CTBT発効に批准が求められる44か国のうち、米国、イラン、北朝鮮、インド、中国など9か国が未批准であり、早期の対応が望まれる。（中村桂子）



CTBT発効要件国44か国と署名・批准状況(2010年9月1日現在)

| 地図番号                 | 署名年月日   | 批准年月日    |
|----------------------|---------|----------|
| <b>東南アジア、太平洋及び極東</b> |         |          |
| 32: 日本               | 96.9.24 | 97.7.8   |
| 33: オーストラリア          | 96.9.24 | 98.7.9   |
| 34: 韓国               | 96.9.24 | 99.9.24  |
| 35: 中国               | 96.9.24 | 未批准      |
| 36: インドネシア           | 96.9.24 | 未批准      |
| 37: ベトナム             | 96.9.24 | 06.3.10  |
| 38: 北朝鮮              | 未署名     | 未批准      |
| <b>中東及び南アジア</b>      |         |          |
| 27: バングラデシュ          | 96.9.24 | 00.3.8   |
| 28: イラン              | 96.9.24 | 未批准      |
| 29: イスラエル            | 96.9.25 | 未批准      |
| 30: インド              | 未署名     | 未批准      |
| 31: パキスタン            | 未署名     | 未批准      |
| <b>北アメリカ及び西欧</b>     |         |          |
| 5: オーストリア            | 96.9.24 | 98.3.13  |
| 6: フランス              | 96.9.24 | 98.4.6   |
| 7: イギリス              | 96.9.24 | 98.4.6   |
| 8: スペイン              | 96.9.24 | 98.7.31  |
| 9: ドイツ               | 96.9.24 | 98.8.20  |
| 10: スウェーデン           | 96.9.24 | 98.12.2  |
| 11: カナダ              | 96.9.24 | 98.12.18 |
| 12: フィンランド           | 96.9.24 | 99.1.15  |
| 13: イタリア             | 96.9.24 | 99.2.1   |
| 14: オランダ             | 96.9.24 | 99.3.23  |

CTBT署名国数・批准国数の推移(2010年9月1日)



|                      |         |          |               |                  |
|----------------------|---------|----------|---------------|------------------|
| 15: ベルギー             | 96.9.24 | 99.6.29  | <b>東欧</b>     |                  |
| 16: ノルウェー            | 96.9.24 | 99.7.15  | 20: スロバキア     | 96.9.30 98.3.3   |
| 17: スイス              | 96.9.24 | 99.10.1  | 21: ポーランド     | 96.9.24 99.5.25  |
| 18: トルコ              | 96.9.24 | 00.2.16  | 22: ハンガリー     | 96.9.25 99.7.13  |
| 19: 米国               | 96.9.24 | 未批准      | 23: ブルガリア     | 96.9.24 99.9.29  |
| <b>ラテン・アメリカ及びカリブ</b> |         |          | 24: ルーマニア     | 96.9.24 99.10.5  |
| 39: ベルー              | 96.9.25 | 97.11.12 | 25: ロシア       | 96.9.24 00.6.30  |
| 40: ブラジル             | 96.9.24 | 98.7.24  | 26: ウクライナ     | 96.9.27 01.2.23  |
| 41: アルゼンチン           | 96.9.24 | 98.12.4  | <b>アフリカ地域</b> |                  |
| 42: メキシコ             | 96.9.24 | 99.10.5  | 1: 南アフリカ      | 96.9.24 99.3.30  |
| 43: チリ               | 96.9.24 | 00.7.12  | 2: アルジェリア     | 96.10.15 03.7.11 |
| 44: コロンビア            | 96.9.24 | 08.1.29  | 3: コンゴ民主主義共和国 | 96.10.4 04.9.28  |
|                      |         |          | 4: エジプト       | 96.10.14 未批准     |

米・最終環境影響評価書は移転を先送り  
海兵隊戦力の見直しも始まる

## 日本にとっては本質議論のチャンス

## 最終環境影響評価書と予算削減

7月31日、米国防総省(DOD)は沖縄海兵隊の移転を含むグアム及び北マリアナ諸島における軍移転3事案<sup>1</sup>に関する最終環境影響評価書(FEIS)<sup>2</sup>を発表した。軍移転によって生じる環境影響はきわめて多岐にわたる。09年11月27日に発表された草案(DEIS)に対して、約3か月の意見聴取期間に寄せられたコメントは1万件に及んだという<sup>3</sup>。

沖縄海兵隊の移転における米軍側の最も重要な関心の一つは、現人口約15万人のグアムにおいて、移転に伴い生じる最盛期7万人以上と予測される建設工事関係者と軍要員と家族らによる人口急増が、移転の実現可能性にどのような影響を与えるかという問題であった。したがってFEISにおいては、人口急増とグアムの社会インフラ整備＝港湾施設、道路、水道、下水道、廃棄物処理、電気、学校、病院等、を整合させる全体計画がどのように示されるかが注目された。この問題が、移転計画が明らかにされた06年から一貫してグアム政府や政府説明責任局(GAO)からDODの計画の不備が指摘され、計画の帰趨を握る要素とみなされてきたことは本連載で報じてきたとおりである<sup>4</sup>。

FEISが移転実施のための「望ましい選択肢」としたのは、4つの実弾演習場をテナンに配置し、その他の訓練施設、住

宅、航空施設を含む主要施設をグアムに集中させるというものであった。

資料1に示すのは、「望ましい選択肢」を前提にFEISが示した人口急増問題への対処策に関する部分の抜粋訳である。FEISは、ここで軍要員と家族の「流入速度の抑制」と「建設工事進捗管理の適切化」によって社会インフラ整備と整合させつつ海兵隊移転を完了させる計画を示した。それは、端的に言えば「海兵隊移転完了を当初計画の2014年以降に先送りする」というものである。新しい移転完了時期については「将来決定される」とされ、明示されていない。

DODは、「少なくとも30日以上」とされた関係機関からの意見聴取を経て、「決定書(ROD)」を発行してFEISを最終確定しようとしている。しかし、FEIS全体にはこれ以外にも解決されない多くの課題があり、ROD発行は遅れる可能性がある。グアム政府は8月27日、200項目に及ぶコメントをDODに提出した(DODにはコメントに応じる修正義務はない)。その中でカマチョ知事は「軍移転は基地の内にも外にも利益とならなければいけない」と従来の主張を繰り返した<sup>5</sup>。

一方、7月27日に成立した「軍事建設及び退役軍人問題歳出法(HR5822)」は、国防総省要求のグアム関係予算の約30%(2億7300万ドル)を削減するものであった。同日発表された「行

【資料1】最終環境影響評価書  
「グアム及び北マリアナ諸島における沖縄からの海兵隊、空母寄港用パース及び陸軍防空・ミサイル防衛部隊の移転」

2010年7月

## 分冊9 要約

## 提案された行動による影響緩和のための段階的建設に関する措置

EIS草案に対するコメントに応え、国防総省(DOD)は提案された軍移転計画と関連する建設プロジェクトの進捗予測による影響を低減するための方策を評価した。本最終報告・分冊7には二つの影響緩和措置が示されている。それは軍流入ペースを抑制することであり、もう一つは計画の進捗管理を現実に適合させることである。これらの影響緩和措置はテナンには適用されない。これら措置は、DODの現在の計画を反映するものではなく、移転に関連する人口増加速度を管理するための唯一の方法とみなされてはならない。

## 軍流入ペースの抑制

第1の影響緩和措置は、海兵隊及び家族のグアム到着時期の見直しである。「軍流入」とは提案された海兵隊の移転のことをいう。「軍流入」は、軍要員、家族及び軍関係の民間労働力がグアムに到着する速度のことである。軍関係人口のグアムへの到着

を、現行の2014年よりも先延ばしすることによって、2014年に必要とされる様々なインフラへの負荷の最大値を低下させることができる。提案された軍流入抑制による影響緩和措置は、人口の最大値を全体として低減すると同時に、提案された行動の結果として生じる短期的な人口増を抑制して、ユーティリティとグアムが提供する諸役務への需要を低減するであろう。

EIS草案と「望ましい選択肢」に示された軍流入ペースは2010年の工事着工と2014年の移転完了に挟まれた期間に要員、家族らが到着するというものであった。プロジェクト関連の建設工事の開始は2010年と予測され、14年にピークに達し、16年に終了する。建設工事と費用支出のピークと軍要員及び家族の到着時期が一致することから、人口は14年にピークに達する。軍要員及び家族の到着を14年以降も継続させることによって、現在14年と想定されている最大人口を抑制すると同時に、提案されたアクションに主要に起因する建設工事関連の短期的な人口増加速度を低減させて、グアムのユーティリティと役務の需要を減少させることができるであろう。実際の軍流入抑制の態様は必要な建設工事、日本政府との防衛取り決め上の義務、現在進行中の世界的な作戦行動及び議会の指示を含む多くの因子に依存して将

来決定されることになるであろう。

一つの概念的想定として軍人口の到着完了を17年に延期させることとすれば、作戦関連部隊の1年あたりの流入数の低減によって、14年のピーク人口は7万9817人から5万7593人に減少するであろう。軍流入速度はそれ自体では計画された建設スケジュールに影響を与えない。したがって、島外労働力の増加及び減少速度の予測値は、軍流入抑制による影響緩和措置の実施によっては影響されない。

## プログラム管理の適切化(略)

軍流入抑制による影響緩和措置と建設工事進捗管理の適合化の両方を適用することによって、14年における人口ピークは7万9817人から4万1178人に減少するであろう。進捗管理の適合化は、前記の軍流入抑制によって達成される削減された概念的最大人口5万7597人をさらに減少させる。適管理シナリオの下ではDOD要員全員の移転は14年までは行われない。

これもまた、DODの現在の提案を反映するものではなく、建設管理の唯一の方法と見なされてはならない。

(訳:ピースデポ)

政府声明」はこれに深い憂慮を表明、すでに3億ドル余りを支出している日本との財政上の約束履行を危うくすると警告した。同法は最終的に「統合歳出法」として集大成される段階で修正される可能性が残されているが、この予算削減は議会の厳しい認識を反映するものであった。

以上のように、「2014年に海兵隊のグアム移転を完了する」ことを必須要件とした06年5月の日米「ロードマップ合意」は米側の議論によって大きく掘り崩されようとしている。それだけではない。米国内では海兵隊の戦力構成を根底から問う作業が、以下のように始まっている。

## 海兵隊の戦力見直し

8月12日、ゲーツ国防長官はサンフランシスコで開かれた「海兵隊記念協会」の会合で講演<sup>9</sup>を行った。長官はここで、アフガニスタンで戦闘に従事している約2万人の海兵隊員を称えつつ、しかし、現地駐留の長期化という状況は海兵隊の独自の存在意義をむしろ低下させていると指摘した。そして長官は、「軍全体のバランスを再調整し世界の現実に対応させる」作業の一環として海兵隊の戦力構成の全面的見直しを海軍長官と海兵隊指導部に命じたことを明かした。

長官は、第2次世界大戦まで海兵隊の独特の役割は鮮明であったと振り返った。かつて海兵隊は、西半球における局地的な「水陸両用作戦」を独自の兵站能力を伴って遂行していた。例に挙げられたのはガダルカナル、サイパン、硫黄島などでの日本との戦いである。しかし、1950年の朝鮮戦争における仁川(インチョン)上陸作戦を最後にそのような形態における戦闘は事実上なくなったと長官は述べた。

長官によれば、インチョン以降のベトナム、イラク、アフガニスタンの戦闘においては海兵隊の戦場は海岸だけでなく山間部(朝鮮)、高地と水田地帯(ベトナム)、砂漠(イラク、クウェート)と多様化した。そして戦闘の態様も陸軍と変わりのないものになっている。「我々には第2の陸軍を必要なのか」と長官は問い、「将来を見渡せば、仁川上陸作戦のような大規模な水陸両用作戦が可能であるとは考えにくい。新しい長距離・高精度対艦ミサイルによって上陸作戦は25マイル、40マイルあるいは60マイルの沖合から行わねばならないかもしれない」と続けた。長官はこのような理由から、海兵隊は、水陸両用作戦よりもむしろ強襲・反乱鎮圧能力を軸に生まれ変わる必要があるとした。

長官を見直しに踏み切らせた動機は、このように海兵隊を戦略的要請に適合させることだけにあるのではない。今日の緊縮財政の下で、DODは軍全体の能力のバランスを維持しながら、思い切った経費削減策を講じていくことが要請されている。国防長官は、海兵隊の戦力見直し「削減可能な経費を見出し、より重要な任務に再投資する」ためのものであり、削減対象には軍幹部ポストの廃止を含む人件費削減が含まれると述べた。当然のことながら、これは部隊や組織の改廃をも含むものになるであろう。

これに関連して、政府説明責任局(GAO)が今年7月の報告書<sup>7</sup>で、陸軍と海兵隊の任務の類似性に着目し、両者が訓練場の共用を含めた緊密な調整を行うよう指摘していることにも注目しておきたい。このような議論も海兵隊の戦力構成見直しに少なからぬ影響を与えるであろう。

## 「ロードマップ合意」を根本的に見直す時

これら米国内の動向は二つの意味で「沖縄海兵隊のグア

ム移転と普天間代替施設の建設」というパッケージの根幹に関わるものである。

第1には、海兵隊グアム移転に関する日米合意の「2014年移転完了」方針が事実上期限を定めないまま先送りされる可能性がある。FEISが示す「軍流入抑制」方針は、現在ではグアムの人口急増とその波及効果を「希釈」する机上の議論でしかない。流入抑制の実際の態様は「必要な建設工事、日本政府との防衛取決め上の義務、現在進行中の世界的な作戦行動及び議会の指示を含む多くの因子に依存して将来決定される」(資料1)。したがって、実際の移転は2014年以降の相当な長期間を要するものとなる可能性がある。それは沖縄にとっても、「沖縄の負担軽減」という目標がさらに後景に退けられ、先送りされることを意味する。

一方では、沖縄の願いを「人質」として日本の経費負担増を求める米国からの圧力が高まるであろう。その兆候はすでに現れはじめている。

第2には、今後の海兵隊戦力の見直しによって、沖縄海兵隊を含む太平洋海兵隊の存在のありようも根本的に変わる可能性がある。変化は沖縄海兵隊の部隊構成や訓練施設のあり方にも及ぶであろう。

昨年末に始まった新連立政権の下での沖縄海兵隊移転に関する再検討作業は、今年4月末に「沖縄海兵隊は抑止力として必要」という結論をもって幕引きされた。政府はどのような海兵隊がどのような「抑止力」として日本の平和と安全にいかに関与するのかという問いに対してはいまだ説明をしていない。しかし、前記の国防長官の発言が示すように、米国は海兵隊の「抑止力」の内実を大きく変えようとしている。長官が言う軍部隊の「スリム化」は、それを補完する同盟国の能力向上と一体のものである。それは今年3月に発表された「四年毎の国防見直し」(QDR)のエッセンスの一つであった。日本政府が従来の無定見な姿勢から脱しない限り、日本の安全保障は今後も米世界戦略の従属変数でありつづけ、その結果、日本の軍拡をも受け入れるものとなるであろう。

日本政府が今年4月末に下した06年「ロードマップ合意」を追認するとの判断は抜本的に見直されてしかるべきである。本稿で紹介した米国内の新たな議論も参考にしながら、日本政府に求められるのは、日本の安全保障のためには「どのような」抑止力が「どこに」必要なのかという問題に関する長期的な視野に立った議論を積み重ねることである。その際、抑止力を旧態依然とした軍事力に限定する思考の枠を超えるべきである。その上に立って「普天間の危険と沖縄の負担軽減」のための時間軸を伴う提案を持って、日本は米国との再協議に臨むべきである。(田巻一彦) <sup>M</sup>

注

- 1 他の2事案は、「アブラ港の原子力空母用バース改修」と「陸軍防空・ミサイル防衛部隊の配備」。
- 2 [www.guambuildupeis.us/final\\_documents](http://www.guambuildupeis.us/final_documents) 要約(チャモロ語訳含む)の他全9巻。
- 3 グアムEISホームページ。[www.guambuildupeis.us/](http://www.guambuildupeis.us/)
- 4 本連載第2回(第293号、07年12月1日)及び第3回(第295-6号、08年1月15日)参照。
- 5 グアム政府ホームページ。[guamgovernor.net/content/view/580/2/](http://guamgovernor.net/content/view/580/2/)
- 6 [www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1498&41498-20100813](http://www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1498&41498-20100813)
- 7 「軍の訓練—陸軍と海兵隊は将来の要求に対処しなければならない」(GAO-10-720)。

# 非核協を広げ、早期の 核廃絶を市民とともに



海老根 靖典さん

神奈川県・藤沢市長  
日本非核宣言自治体協議会副会長

日本非核宣言自治体協議会(非核協)の代表団として、5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議のためにニューヨークに行きました。それまでは被爆国だけの問題かなと思いがちだったのですが、これはもう確かに、核兵器の廃絶は世界的な潮流になってきているのを痛感しました。もうひとつは、これは私もある意味で井の中の蛙でしたが、広島・長崎に原爆が落とされる前に、アメリカでも被曝されている方々があり、また世界各地の先住民の方々も被曝されていると。とても重い現実を目の当たりにしました。

また、非核兵器地帯は南半球に多く、北半球にはあまりないということで、日本は被爆国であるにも関わらず、非常に遅れているんだなと。被爆国として、もっと責任を果たしていかなければいけません。北東アジア非核兵器地帯は、個人的には、作るべきだと思いますね。たとえ北朝鮮や中国が「脅威」と言われるような中でも、日本はそうした方向を目指さなければなりません。今回は、平和に関する取り組みで海外に行くのは初めてという意味でも、非常に感化されました。NPT再検討会議に参加し、様々な国の市長さん、NGO・市民のみなさんと一緒にさせていただいて勉強でき、非常に良かったと思っています。帰国後は、ニューヨークでの一連の活動をパワーポイントを用いて、市議会(6月7日)や市民の皆さま(6月29日)に対し、ご報告しました。

また、7月の「2020核廃絶広島会議」では、被爆経験を抱える都市が世界に訴え、国内外から多数の参加がありました。私は8月6日の平和記念式典にも行きましたが、今回は潘基文国連事務総長も来られ、今まで参加していなかった米英仏も参加しました。これはとても大きいことです。百聞は一見にしかずで、国連の場でやるのも必要ですが、被爆地でやるというのはすごく意義のあることです。

核兵器廃絶は、「できたらいいな」くらいの目標ではなく、2020年までに成し遂げなければいけない。被爆された方の平均年齢は76歳を超え、体験の風化は進んでいきます。私の祖母は去年104歳で亡くなったのですが、その弟は3年前に90歳近くで亡くなりました。この大伯父は当事、東広島の

西高屋の農家でしたが、原爆が落ちた後、動員されて何日も遺体の整理などにあたり、被爆手帳をもらいました。また、私の母も祖母も元は広島に住んでいたのですが、原爆が落ちた時は朝鮮半島におり、被爆は免れました。しかし母の同級生はみんな被爆し、亡くなりました。いま、そういう体験をした人が、現実的にいなくなってきました。ニューヨークで谷口稜暉さんのお話を聴いたとき、みな泣いていました。「こんなことがあっていいのだろうか」と。やはり経験をされた方が話すのが一番説得力があります。しかし、これがやがてできなくなる。だから早く核兵器を廃絶しなければなりません。

台風や地震などの自然災害は避けられませんが、核兵器の被害は人為的に防げます。なくせばいいのです。ちょうど昨日、今日と防災訓練をやっていますが、これは予防をし、被害を最小限に食い止めるということです。でも核兵器はなくせるんですよね。国だけに任せるのではなく、地方自治体が自ら訴えていくことが大事です。

藤沢市には私が市長に就任するずっと前から、故葉山元市長を中心に、地道な活動を続けてこられた素地があります。先人や市民の皆さまに感謝し、私はこうした経緯の上にいることをよく自覚せねばという思いが、まず一番はじめにあります。藤沢市では、1982年に「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」、95年に「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定し、核兵器の廃絶、恒久平和の実現に向けて、公募の市民で構成する「平和の輪をひろげる実行委員会」と協働で様々な平和事業を進めています。平和学習事業は、未来を担う子どもたちに、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを伝えるために、87年から広島市に小中学生40人を派遣する「平和ツアー」として行ってきました。02年からは、長崎市を訪問し、原爆資料館等の見学、被爆者による講話会、平和祈念式典への参列のほか、全国から集まる青少年との交流をする「青少年ピースフォーラム」に参加しています。今年長崎に行かれた方の中には、20年ほど前に参加された方のお子さんがいました。「平和2世」と言えるかもしれませんね。

非核協に加盟しているのは全国で266都市です(7月1日現在)。これはまだまだ広げられる。神奈川県は、すべて非核平和都市宣言をしています。非核協への参加はまだ多くありません。しかし呼びかけて入ってくれたところもあり、今後も呼びかけていこうと考えています。平和市長会議への加盟ということでは、藤沢市では、保寧市(韓国)、昆明市(中国)、マイアミビーチ市(米国)、ウィンザー市(カナダ)といった姉妹都市などに呼びかけるなど、自治体レベルでの広がりを作っていくことが大事だと思います。11月27、28日には、江の島で「平和の輪をひろげる湘南・江の島会議」という会議を企画しています。企画の段階から市民やNGOの参画と連携を広げたいと思います。神奈川をはじめ、全国に広くご参加を呼び掛けたいと思います。まさに今、やる必要があります。核兵器廃絶へ向け、こうした積み重ねを継続していくことが大事です。

(談:まとめ、写真:塚田晋一郎)

えびね・やすのり

1955年札幌生まれ、30歳から藤沢市在住。81年、横浜国立大学経営学部卒業。86年、松下政経塾卒。91年～07年、藤沢市議会議員(4期、98年～99年に副議長)。08年2月から現職。趣味は、水泳、サッカー、ジョギング、読書、茶道。

# 日誌

2010.8.21~9.5

作成：塚田晋一郎、阿部恵美子

DRDO=(印)防衛研究開発機構/IAEA=国際原子力機関/NPT=核不拡散条約/WSJ=ウォール・ストリート・ジャーナル

- 8月21日 イランのプシェール原発が稼働。イスラエル外務省は批判し、停止を求める。
- 8月22日 イラン、「国防産業の日」の式典で、初の国産無人爆撃機「カルル」を発表。アフマディネジャド大統領も参加。
- 8月24日 モルドバ内務省、1.8キロの密輸ウランを押収し、3人を逮捕したと発表。
- 8月25日 IAEAの天野事務局長、イスラエルを訪問し、ペレス大統領と会談。
- 8月25日 イラン、短距離地对地ミサイルの改良型「ファテフ110」の発射実験に成功と発表。
- 8月25~27日 第22回国連軍縮会議、さいたま市で開催。18か国の政府関係者やNGO・市民が参加。
- 8月27日 朝鮮中央通信、北朝鮮を訪問したカーター元米大統領に北朝鮮側が6か国協議再開の希望を伝えたと報じる。
- 8月27日 「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」、報告書を菅首相に提出。非核三原則見直しの可能性に言及。
- 8月28日 日本政府の情報収集衛星「レーダー2号機」に障害が発生し、23日から運用できない状態にあることが判明。
- 8月29日 核実験反対国際デー。(本号参照)
- 8月29日 陸自、東富士演習場での「富士総合火力演習」を一般公開。実弾約44トン(3.5億円相当)を使用。28000人が見学。
- 8月30日 オバマ米大統領、対北朝鮮制裁を強化する大統領令に署名。北朝鮮の8団体と個人4人の米国資産を凍結。
- 8月31日 オバマ米大統領、イラクでの米軍の戦闘任務終了を宣言。イラク軍の訓練などで

## 夏季カンパのご報告と御礼

合計301,250円、ありがとうございました。

(集計:7月1日~9月3日)

皆さまから、目標額(30万円)を上回るカンパをいただきました。ご理解とご協力に感謝いたします。(ピースデポ一同)

## 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

### アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoo.co.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

- 残る5万人の11年末までの撤退を改めて確認。
- 8月31日 韓国2隻目のイージス駆逐艦「栗谷李珥」(7600トン級)が就役。
- 8月31日 防衛省、11年度予算概算要求まとめる。10年度当初予算比0.6%増の4兆7123億円。「特別枠」に思いやり予算1859億円など。
- 8月31日 クリントン米國務長官、ワシントンでイスラエルのネタニヤフ首相とパレスチナ自治政府のアッバス議長と相次いで会談。
- 9月2日 イスラエルのネタニヤフ首相とパレスチナのアッバス議長、米國務省で1年8か月ぶりに直接和平交渉再開。隔週開催で合意。
- 9月2日 インド国防関係者、中距離弾道ミサイル「アグニ2」の改良型実験に成功したことを明らかに。サーチナニュース。
- 9月3日 IAEAの天野事務局長、理事国に配布したイスラエルに関する報告書で、同国にNPT加盟を促す。
- 9月3日 内閣、安保理のイラン追加制裁決議を踏まえた日本独自の追加制裁を閣議了解。
- 9月3日 韓国「国家安保総括点検会議」、哨戒艦事故を受け、北朝鮮に対する「能動的抑止」戦略を必要とする報告書を李大統領に提出。
- 9月3日 米最新鋭バージニア級原潜「ハワイ」、横須賀基地に寄港。日本への寄港は初。
- 9月4日付 岡田外相とベスター・ベレ独外相、米紙WSJに「核なき世界に向けた道徳的挑戦」と題する共同寄稿。核の役割の縮小などを提言。
- 9月5日 インドDRDO、超音速巡航ミサイル「ブラモス2」(ロと共同開発、射程約300キロ)の発射実験を行い、成功したと発表。

## 沖縄

- 8月23日 普天間代替施設建設の方法を詰める協議で、米側が飛行経路に関する日本政府の説明の誤りを指摘し、住宅地周辺を飛行することを「沖縄に正直に説明すべき」と要求。
- 8月24日 菅首相とウィラード米太平洋軍司令官が官邸で会談。普天間移設に関し、5月の日米合意に基づき実施することを確認。
- 8月24日 コンウェイ米海兵隊総司令官、普天間代替施設は「V字案が最善」と述べる。
- 8月24日 防衛省が普天間代替施設に「共同使用」の形で自衛隊を常駐させる案を米政府に提示していることが判明。
- 8月25日 岡田外相、海兵隊グアム移転完了時期が14年より遅れるとの認識を初めて示す。
- 8月25日 日本政府、嘉手納弾薬庫で劣化ウラン弾を貯蔵している可能性を認める。
- 8月27日 「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」、報告書で、沖縄の負担軽減に関連し、基地の日米共同使用を提言。

## 公開セミナー

### 「核兵器禁止条約(NWC)実現へと動く世界」

—NOW WE CAN!

お話：ティルマン・ラフさん(ICAN® 豪代表)

※核兵器廃絶国際キャンペーン

日時：9月24日(金) 午後6時半~(開場:6時15分)

場所：明治学院大学・白金キャンパス

本館10階 大会議場

共催：明治学院大学国際平和研究所(PRIME)  
NPO法人ピースデポ

資料代：500円(申込不要、逐次通訳付)(明学生は無料)

5月NPT再検討会議の後、核兵器禁止条約(NWC)の早期交渉開始を求める声が高まっています。このセミナーでは、NWCに向けた国際NGOの戦略を共有し、私たちの今後の活動の可能性を探ります。

- 8月30日 6月から嘉手納基地に移駐していた米ニューメキシコ州ホロマン空軍基地所属のF22Aラプター10機が訓練終了に伴い帰還。
- 8月31日 普天間移設日米防衛・外務専門家協議、報告書発表。滑走路はV字・I字を併記、飛行経路の明記見送り。
- 8月31日 岡田外相、普天間代替施設の飛行経路見直しはオスプレイ配備が背景にあるとし、アセス見直しもあり得るとの認識を示す。
- 8月31日 名護市、沖縄防衛局による日米専門家報告書の説明を「辺野古移設が前提ならば説明は受けられない」として拒否。
- 9月1日 県議会、8月、那覇市での米海兵隊員の強制わいせつ致傷事件について、謝罪と補償を求める抗議決議・意見書を全会一致可決。
- 9月2日 嘉手納基地に移駐していた米ホロマン空軍基地所属のF22、2機が帰還。
- 9月2日 真部沖縄防衛局長、名護市への米軍再編交付金の支給保留の理由に、稲嶺市長が普天間代替施設を拒否していることを挙げる。

## 今号の略語

BWC=生物兵器禁止条約

CTBT=包括的核実験禁止条約

CWC=化学兵器禁止条約

DOD=(米)国防総省

FEIS=最終環境影響評価書

GAO=(米)政府説明責任局

IAEA=国際原子力機関

MIRV=多弾頭個別誘導再突入体

NPT=核不拡散条約

QDR=(米)4年毎の国防見直し

WMD=大量破壊兵器

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

## 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- 「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器  
核実験  
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、阿部恵美子、岡本高明、塚田夢生、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、吉田遼、梅林宏道